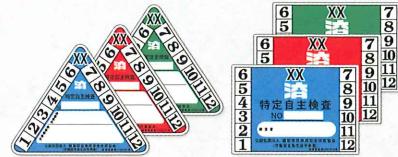


# 特自検

特定自主検査は  
お済みですか？



6	5	4	3	2	1
5	4	3	2	1	
4	3	2	1		
3	2	1			
2	1				

XX 特定自主検査  
SACL

## 特定自主検査対象機械

紙面の都合上、各分類の代表的な機種を掲載しています。

作業前に検査済標章を確認しましょう

### 車両系 荷役運搬 機械

#### ●フォークリフト



(カウンターバランス式)



(ピッキング式)



(リーチ式)

#### ●不整地運搬車



(クローラ式)



(ホイール式)

### 車両系 建設機械

#### ●整地・運搬・積込み用機械

ブル・ドーザー



モーター・グレーダー



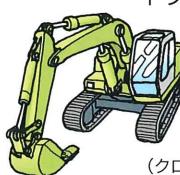
#### トラクター・ショベル



(クローラ式) (ホイール式)

#### ●掘削用機械

パワー・ショベル



ドラグ・ショベル



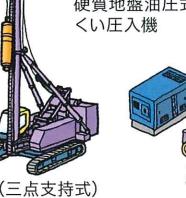
ドラグライン  
(ホイール式)

クラムシェル  
(クローラ式)

油圧クラムシェル  
(ホイール式)

#### ●基礎工事用機械

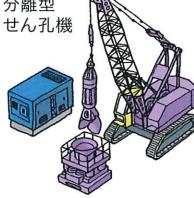
杭打機・杭抜機



硬質地盤油圧式  
くい压入機



アース・  
ドリル



アース・  
オガード



建柱車

#### ●締固め用機械

ロードローラー



タイヤローラー



振動ローラー



ハンドガイドローラー



#### ●コンクリート打設用機械

コンクリートポンプ車



特定解体用機械  
(ロングブーム)

#### ●解体用機械

ブレーカー



鉄骨切断機



コンクリート圧碎機

解体用つかみ機



### 高所 作業車



ブーム型  
(トラック式)



ブーム型  
(クローラ式)



マスト型  
(ホイール式)



シザース型  
(ホイール式)



シグマ(Σ)型  
(ホイール式)



とくじけんくん



公益  
社団法人

建設荷役車両安全技術協会

SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

福岡県支部

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-6-14 正和ビル4F402

TEL.092(474)2246 FAX.092(474)2312

URL <http://www.fukuoka.sacl.jp/>



とくじけんくん



# 荷役運搬機械と建設機械は、 労働安全衛生法により定期(特定)自主検査が 義務づけられています。



## 特定自主検査とは

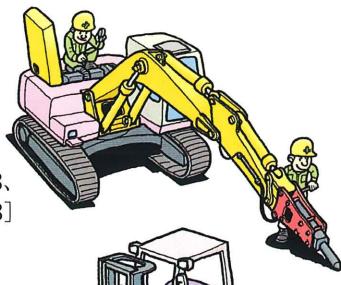
車両系荷役運搬機械、車両系建設機械及び高所作業車については、労働安全衛生法により、事業者は1年を超えない期間ごとに1回（ただし不整地運搬車は2年を超えない期間ごとに1回）、定期に、有資格者による自主検査を実施しなければなりません。この定期自主検査（年次検査）のことを**特定自主検査【特自検】**といいます。人間でいうなら年に一度の【人間ドック】や【健康診断】と同じです。



### ■ どんな検査を行うのか

検査は、各機械ごとに定められた検査事項について実施し、結果を記録することになっています。

[安衛則 第151条の21、第151条の53、第167条、第194条の23]



### ■ 検査の記録は

検査の結果は、所定の特定自主検査記録表（チェックリスト）に次の事項を記録して、3年間保存しなければなりません。

検査年月日 検査方法 検査箇所  
検査結果 検査実施者名  
検査結果の措置内容

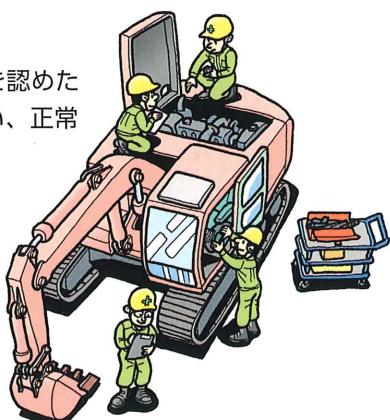
[安衛則 第151条の23、第151条の55、第169条、第194条の25]



### ■ 異常があった場合は

事業者は検査の結果、異常を認めた場合は直ちに補修などを行い、正常な状態に修復させ、**その他必要な措置**をとらなければなりません。

[安衛則 第151条の26、第151条の58、第171条、第194条の28]



### ■ 検査する人は

法令で定められた**資格を有する検査者**、または**登録検査業者**のいずれかによって特定自主検査を実施することになります。

[安衛法 第45条第2項、第54条の3、第54条の4]

### 法定検査機器

事業者（ユーザー）からの依頼により特定自主検査を実施する登録検査業者は、次に示す検査機器を最低1セット以上保有することが、法律で決められています。

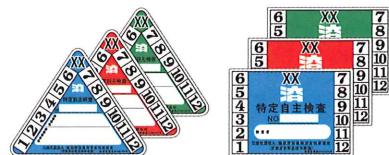
- 1 圧縮圧力計
- 2 回転計
- 3 シックネスゲージ
- 4 油圧圧力計
- 5 電圧計
- 6 電流計
- 7 探傷器
- 8 摩耗ゲージ



### ■ 検査済機械には

事業者は検査が済んだ機械には、見やすい箇所（運転席の付近など）に検査を実施した年月を明らかにする**標章（ステッカー）**を貼付しなければなりません。

[安衛則  
第151条の24第5項、  
第151条の56第5項、  
第169条の2第8項、  
第194条の26第5項]



### ■ 検査や必要な措置を怠ったときは

罰則（50万円以下の罰金等）が適用されます。

[安衛法 第119条、第120条、第122条]

# 特自検は働く機械の健康診断です！